

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成26年 第2号
受付日	平成26年 1月27日
送付日	平成26年 1月27日
答弁受理日	平成26年 2月 6日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	中川 雅晶
所管部局	都市整備部

【件名及び質問の要旨】

- ・寡婦（夫）控除のみなし適応について

平成25年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になりました。

一方、税法の定める寡婦（夫）控除は、離婚や死別等の婚姻を経てひとり親になった世帯に適用されるため、「非婚の母（父）」に対しては適用されません。そのため、ひとり親家庭が等しく苦しい家計にある中で、非婚の母（父）と寡婦（夫）に格差があるのが現状です。具体的には、住民税、所得税が寡婦控除されることにより、保育料や市営住宅などの使用料等が減額されるなどの控除の適用をうけて算定されますが、非婚の母（父）は対象にならないということです。そこで、寡婦（夫）控除を非婚のひとり親家庭も同様に受けたとみなし各制度の運用を行ういわゆる「みなし寡婦（夫）控除」を適用する自治体が徐々に増加しているのが現状です。

本市においては、平成23年度より保育料算定のみ「みなし寡婦（夫）控除」を適用していますが、市営住宅使用料等へは適用していません。本市の「みなし寡婦（夫）控除」適用に対する統一性を欠いています。そこで、少なくとも市営住宅使用料のみなし寡婦（夫）控除を適用すべきであると考えますが、当局の見解を求めます。